

北男女審収第2号
令和5年2月21日

北本市長 三 宮 幸 雄 様

北本市男女共同参画審議会
会 長 吉 野 道 子

第六次北本市男女行動計画の策定について（答申）

令和3年9月17日付け北総人発第21号で諮問を受けた第六次北本市男女行動計画の策定について、当審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答 申

当審議会は、市長から諮問された第六次北本市男女行動計画について、その案を慎重に審議した結果、適当であると認める。

今後、計画の推進にあたっては、男女が互いの人権を尊重しつつ、性別にかかわらず市民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現に向け、別紙の当審議会の意見に十分配慮され、計画の実現に努められたい。

意見

1 政策及び意思決定の場における女性の活躍促進について

政治、経済、地域社会等、あらゆる分野において、政策及び意思決定過程に男女がともに参画することは、様々な視点が確保されることにより、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながる。

平成27年（2015年）に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」においては、令和12年（2030年）までに、政治、経済公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられている。

しかし、政策及び意思決定の場における女性の参画については、不十分な現状であるといえる。本市の審議会等の委員における女性の割合については、第五次北本市男女行動計画及び国の第5次男女共同参画基本計画で掲げられている40%以上という目標に大きく届いておらず、女性の委員がいない審議会は本年度時点で7つある状況である。

将来にわたって多様性に富んだ持続可能な社会を実現するための重要な担い手として、あらゆる分野において女性の活躍の機会を拡大していくよう一層取り組んでいただきたい。

2 ワーク・ライフ・バランスの推進について

男女とも働きたい人の全てが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責務を果たすとともに、家庭や地域等においても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できる社会を実現するために、ワーク・ライフ・バランスを推進することが重要である。

しかし、令和3年度に市が実施した「男女共同参画に関する意識・実態調査」の結果によると、希望・理想では「仕事と家庭生活をともに優先したい」という回答が男女ともに最も多いが、現実では女性で「家庭生活を優先している」、男性で「仕事を優先している」という回答が最も多くなっている。また、結婚及び出産期に女性の労働力人口が低下するという、いわゆるM字カーブ問題は解消に向かっているものの、依然として、職業能力を十分に有しているにもかかわらず求職していない女性は少なくない。

性別にかかわらず、ライフスタイルや価値観などに応じた多様な働き方を普及するために、労働時間の短縮及び弾力的な勤務体制の導入等の必要性に関する啓発や、働きながら育児や介護を行う人を支援するサービスの充実等、ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取組を進めていただきたい。

3 あらゆる暴力の根絶について

暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その予防と被害からの回復のための支援を行い、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を実現していく上で克服すべき重要な課題である。

特に、DV（ドメスティック・バイオレンス）は家庭内や親密な間柄で起こることから、他者が発見することが容易ではない。さらに、経済力不足のため自立的な生活環境を築くことが困難であるという理由により、被害者が加害者のもとから避難することができない場合も少なくない。

暴力の背景には、社会における固定観念や偏見、経済力や社会的な立場の違い等が存在しており、その根絶には、一人一人の意識改革が欠かせない。暴力の加害者、被害者又は傍観者とならないために、市民に対する啓発や、学童期からの教育をはじめとした暴力を容認しない環境の整備等、暴力の根絶のための基盤づくりの強化を図っていただきたい。

また、被害者の安全確保及び緊急避難を行う体制を充実するとともに、被害者が自立し、安心して暮らすことができるように様々な支援に取り組んでいただきたい。

4 防犯防災分野における男女共同参画の推進について

防犯や防災体制を強化し、誰もが安全に安心して生活を送ることができる社会を築くためには、日頃から地域の人々が共通認識を持ち、協力し合うことが必要である。取り組むに当たっては、災害、犯罪又は事故等に遭うリスクや、それらを受けた際の影響について、男女の違いに十分に配慮した対策及び対応が行われることが重要である。

しかし、災害等の非常時には、避難所等における固定的な性別役割分担意識に基づく業務負担の偏りや、共有空間で生活環境を整備する際の性差等への配慮不足等が問題となることがある。国内の過去の事例では、特に、避難所における授乳室、更衣室、及び洗濯干し場の設置や、女性の生活用品の配備等が不十分であったことが問題となった。

これらの背景には、防犯及び防災の主体を担う自主防犯組織や自治会における意思決定過程等での女性の参画が不十分であることが一因として指摘されている。

平常時の防犯及び防災対策や、非常時の初期対応、避難所運営及び被災地復興等に関する、意思決定及び各作業等の全ての過程において、男女がともに参画し、双方の視点に立った対応が行われるような環境を構築するよう取組を進めていただきたい。

5 計画の進捗管理について

男女共同参画を推進するために本計画に位置付けられている事業は、多岐の分野に渡り、各取組内容を実現するためには庁内の各課が協力し合いながら重点的に取り組むとともに、適宜、国や県等とも連携することが不可欠である。

各事業の担当課においては、事業の目的や目標を適切に設定し、男女共同参画の推進を常に念頭に置いて業務を遂行していただきたい。男女共同参画の所管課においては、本計画の主旨にのっとり事業が遂行されるとともに数値目標が達成されるように、各担当課への情報共有や連絡調整を綿密に行い、適切に進捗管理を行っていただきたい。